

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

伊賀市

2. 構造改革特別区域の名称

伊賀市意育教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

伊賀市の区域

4. 構造改革特別区域の特性

伊賀市は、三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ約1時間の距離であり、近年では、このような条件から三重・畿央地域として首都機能移転候補地域にも挙げられている地域である。

江戸時代には藤堂家の城下町として、また京都・奈良を結ぶ大和街道、伊賀街道、初瀬街道を有し、宿場町としても栄えてきた。地理的背景から、京・大和文化の影響を受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者や俳聖松生芭蕉の生誕地として、また吉田兼好ゆかりの地としても広く知られている。

地形は、北東部を鈴鹿山系、西部を大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、市の総面積は、558km²に及ぶ。水系は大阪湾に流れ込む淀川水系の源流域であり、面積の62%を山林が占めるといった緑豊かな自然環境は、水源涵養、水質濾過等の公益機能を発揮している。

特に、伊賀市の南部に位置する青山地区は、市の中で最も緑豊かな自然環境であり、春は満開のツツジ、秋は黄金のススキが辺り一面を覆い尽くし、「関西の軽井沢」と称される青山高原やお伊勢詣りの旅人が往き交った宿場町の面影を色濃く残す町並みなどがある。

この地区の基幹産業は農林業であるが、その土地の約8割を占める森林は、林業経営の困難等によって林家の森林管理意欲が低下した結果、山地が荒廃しつつあり、かつ中山間地域においては耕作条件が不良なため、農地の放棄も目立っているのが現状である。

そこで農地や森林の適正な管理を行うために、現在様々な振興施策に取り組むことによ

って、その文化の源泉である森林、農地の保全に努めている。

また人里すぐ近くに天然記念物オオサンショウウオが棲息する全国的に珍しい地区である。この他、ホタルやメダカの棲息する生態系を損なうことのないよう、自然を活かして、みんなが憩うことができる環境の創出に努めている。

なお、伊賀市にある青山高原には、その森林の持つ教育力に着目し、森林体験や観光等を通じて、様々な学習実践のできる森林教育の場としての自然体験活動施設「青山山荘」(NPO 教育支援協会(1)認定)があり、この度、当市が設立を目指す学校との連携を図ることにより、教育の効果を高めることができるものと考えている。

青山小学校の適正規模再編成により、廃校とした上津小学校は、昭和 58 年に地元住民の熱い思いを込めて建て替えられたものであり、施設も充実しており、同じ教育施設として再利用できることは、地域振興および教育文化の面から願ってもないことであると考える。

加えて、120 年余の間、地域の文化の中心であり、心の拠り所であった小学校を失った上津エリアの住民にとってもこの上ない好ましい取り組みであると考えている。

以上により、地元住民の思いと学校施設再利用の計画が一致する中で、昨今の不登校、高校中途退学者たちを含め、子どもたちの新しい進路を拓く学校を設立することは、極めて意義深いものであると考えている。

1 NPO 教育支援協会について

NPO 教育支援協会は、日本の将来を担う子どもたちの健全教育と、そのために必要な教育改革の実現を目的として、1999 年 6 月に特定非営利活動促進法により内閣府(旧経済企画庁)から設立の認証を受けた、教育分野では最初の非営利活動法人。

5. 構造改革特別区域計画の意義

現在、小学生の 275 人に 1 人、中学生の 36 人に 1 人、全体で 81 人に 1 人の児童が不登校になっていると言われている。また高校中途退学者については年間 12 万人と言われている。この状況がそのまま結びつくものではないが、厚生労働省が発表した「2004 年版労働経済の分析」(労働経済白書)では、学校へも行かず、職にも就かない若年無業者が 52 万人となり、過去最高になったとのデータもある。こういった児童、生徒をサポートしていく存在として、通信制高校があるが、現状の生徒数に対する卒業生の割合、いわゆる卒業率はおよそ 50~60% 前後であると推定され、結局義務教育を終了し、卒業しただけで社会に出て行かなくてはならない層が多く存在しているという現実がある。

また、不登校、高校中途退学と聞くと、「反」社会的な児童、生徒を連想してしまいがちであるが、実質は、現代社会において、感受性や感覚が鋭いために、あくまでささいなことがきっかけで通学の意志を失い、「非」社会的になってしまっていることが多く、むしろ

強い学習意欲や何らかの才能を持っている場合が多いと考える。

については、そういう生徒を主な対象とし、「意育」(1)という教育概念をベースにして、教科指導においては、英語圏の大学留学を見据え、英語の学修では卒業後のスムーズな海外留学への橋渡しが出来る指導を行うため、外国人を学校設置会社が教職員として雇用する他、伊賀市青山地区の豊かな自然を活かし、生徒たちにとっても新鮮であり、新たな知的興味、関心を持つような「体験」を指導する授業、指導についても地元で適切な人材を確保することにより、現状で引き出されずにいる能力、才能、意欲、意志といったものを引き出す教育を行っていきたい。また通常の高等学校ではなく、構造改革特区制度を活用し、より不登校、高校中途退学者の状況に合わせた指導を行い、高校卒業の資格を得て、かつ自分の存在に自信を持てる人材を育成し、社会に輩出をしていくことに最大の目的、意義があると考える。

今回、設立を目指す学校の教育の在り方として「共育」(2) 人づくりの在り方として「意育」という 2 つのコンセプトを置いていることは、そのことの当校側の意志の表れであると言える。

この学校は定通併修の高等学校とする。いわゆる広域性通信コースおよび学校内に寄宿舎を備え、生活しながら学ぶことができる多部定時制コースを併用するようにできることで、最適な学び、自己成長、自己発見ができるようとする。

通信制では、主にインターネットを利用し、地域、エリア等の制限はなく、日本国中で受講可能であるため、将来の進路や希望について悩み、苦しんでいる不登校、高校中途退学者に一人でも多く接し、伊賀市青山地区の豊かな自然、森林資源を活かしたスクーリングを体験してもらうことで、同地区、そして伊賀市を起点とした、充実した教育を施していく機関として、広い意味での社会貢献ができるものと考えている。

多部定時制コースについても、寄宿舎生活を通して、豊かな自然に接することで、新しい自分作りをすることができ、あらゆる生徒の学習ニーズに対応することができる学校として設立をしたいと考えている。

1 意育について

NPO 教育支援協会で提唱する新しい教育の概念であり、「自分で選択し、判断することができる力を身につける教育」と定義している。

2 共育について

「自分だけではなく、周りの人、みんなと育ち、成長しようとする教育」と定義している。

6. 構造改革特別区域計画の目標

今回、構造改革特区制度を利用し、伊賀市に株式会社立の高等学校を設置するにあたり、「学

校設置会社による学校設置事業（816）」および「校地校舎の自己所有を有しない小学校設置事業（820）」および「市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830）」の特例を適用することにより、青山地区にある廃校となっている小学校施設を伊賀市が適正な対価で貸与し、この施設を利用しての株式会社立学校の設置を行いたい。

その学校の対象とする生徒は、主に不登校、高校中途退学者である。言ってみれば、通常の学校および授業に適合出来なかった生徒たちであるため、「体験する」学習を多く実施し、有意義かつ学びやすい学習環境作りを構築し、生徒の卒業率が100%になるように運営していきたい。

この学校を設置、開校することで、生徒、教職員、スタッフ等が新しい住民となり、地域の人口増加および、それに伴う消費拡大が見込まれる。スクーリング授業を行うため、全国各地から最大年間約600人程度の生徒および保護者が伊賀市を訪れる。

また運営担当者の高齢化および後継者不足により運営に支障が出始めている、青山地区にある農事法人の運営をボランティアとして、この学校の生徒が企画運営に参加するなど、地域、地元に密着し、交流を行っていくことで、伊賀市青山地区の基幹産業である農業の振興に資するとともに、地域経済の活性化、発展につなげていくことを最終的な目標として掲げたい。

7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

【学校設置による社会的効果】

①地元の不登校生徒および通常の学校に適応しにくい生徒への対応のニーズ

学校は主に不登校、高校中途退学者といった通常の学校に適応しにくい生徒を対象としているため、地元に存在する同様の生徒およびその保護者への情報発信、相談窓口としての機能を持つことで、地元の教育拠点、教育情報発信基地としての役割を担うことができる。

②ボランティアによる地域貢献

当校では、地域貢献の一環としてのボランティア活動を行うことで、農作業や山林の保全作業、地元企業、農事法人、工場、役場での業務等、生徒の参加を促すことにより、生徒にとっても刺激になり、かつ地元貢献にもつながり、地域より感謝される体験を積んでいくことができる。

③「青山」の地名の継承

平成16年11月に新市「伊賀市」が誕生する。このことにより、旧の行政地名であった「青山（町）」の地名は消えることになるが、学校名称を「青山学園（仮称）」にすることで、その地名を継承し、残すことができる。

④住民の増加

生徒、教職員、スタッフが移住してくるため、住民の増加が見込まれる。

平成 17 年からの 3 年間の住民の増加のイメージは次の通り。

	増加生徒数	のべ生徒数	教職員 スタッフ増加数	教職員 スタッフのべ数	合計
平成 17 年（見込み）	40 名	40 名	30 名	30 名	70 名
平成 18 年（見込み）	20 名	60 名	5 名	35 名	95 名
平成 19 年（見込み）	-	60 名	5 名	40 名	100 名

【学校設置による経済的效果】

①地元人材の雇用の創出

寄宿舎に関わる業務、ボランティアの講師として授業等、学校運営のためのスタッフとして地元の人材の雇用確保につながることができる。

平成 17 年からの雇用イメージは次の通り。

	地元雇用 人材増加数	のべ地元 雇用人材	年間給与支給額
平成 17 年（見込み）	5 名	5 名	(1 人平均 10 万円 / 月として) 600 万円 / 年
平成 18 年（見込み）	3 名	8 名	(1 人平均 10 万円 / 月として) 960 万円 / 年
平成 19 年（見込み）	4 名	12 名	(1 人平均 10 万円 / 月として) 1,440 万円 / 年

②スクーリング実施による伊賀市へやって来る生徒の増加

スクーリングのために伊賀市にやって来る生徒や家族、関係者による消費需要(宿泊収入、飲食収入等)の増加が見込まれる。スクーリングで予定している最大人数は年間約 600 名。スクーリングにおいて生徒一人あたり 3 万円の消費が生まれると仮定すると、年間最大約 1,800 万円の消費が生まれる見込みである。

③当校の維持管理費および工事費等の発生

学校の維持管理、また工事等の依頼については年間最低でも約 100 ~ 200 万円程度の発注を地元業者に行う予定。

8. 構造改革特別区域の事業の名称

学校設置会社による学校設置事業(816)

校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)

③「市町村教育委員会による特別免許状授与事業(830)」

**9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する
事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

特になし

別紙(特定事業番号:816)

1. 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

株式会社ウィツツにより設立される高等学校

3. 当該規制の特例措置の適応の開始の日

平成 17 年 4 月 1 日

4. 特定事業の内容

①事業に関する主体

株式会社ウィツツ

②設置位置

三重県伊賀市北山 1373 番地

③設置時期

平成 17 年 4 月 1 日

④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

平成 17 年 4 月 1 日の開設を予定している。それに向けて、活用する校地、校舎の改裝、工事、生徒募集、教職員採用、研修等、開校に必要な準備を進める。

5. 当該規制の特例措置の内容

①伊賀市青山地区に存在する教育上の特別なニーズ

●伊賀市青山地区の豊かな自然を活かした体験授業の実施

学校は主に不登校、高校中途退学者といった生徒を対象としているため、伊賀市青山地区の豊かな自然を活かし、生徒たちにとって、新鮮であり、新たな知的興味、関心を持つような「体験」する授業、指導を実施していきたいと考えている。

●地元の不登校生徒および通常の学校に適応しにくい生徒への対応のニーズ

学校は主に不登校、高校中途退学者といった通常の学校に適応しにくい生徒を対象としているため、地元に存在する同様の生徒およびその保護者への情報発信、相談窓口としての

機能を持つことで、地元の教育教育拠点、教育情報発信基地としての役割を担うことを期待されている。

●ボランティアもしくは教育を通しての地元への貢献活動の実施

生徒について、寄宿舎の生徒、スクーリングで伊賀市を訪れる生徒ともどもボランティアとして、地元の農作業、その他作業、また地元のイベント等の際のスタッフとしての役割を担うことが期待されている。

●「青山」の地元名称を残すこと

平成 16 年 11 月に新市「伊賀市」が誕生する。このことにより、旧の行政地名であった「青山（町）」の地名は消えることになるが、学校名称を「青山学園（仮称）」にすることで、その地名を継承し、残すことができる。

また校内に設置する寄宿舎名称についても、地元の地名「上津（こうづ）」を付けることを検討しており、地元住民に親しみを持っていただくことができるよう、配慮していく。

②株式会社ウィツの設置する学校が適切であると認めた理由等

(1)一定の要件

校地、校舎の確保については、現在廃校となっている、上津小学校を有償貸与することとする。「校地、校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820）」として認定の申請をしている。その他必要な資産、備品、準備物として必要な財産については会社の資本金増強により対応する能力を有している。

また株式会社ウィツとして、NPO 教育支援協会から委託を受けて不登校の子どもたちに対して、指導、ケア等を行う事業を行っており、この事業を通して得たノウハウをこの学校の運営に活かすことができると考える。かつ関連会社及び事業賛同者に関西の教育関連企業が多数存在することから学校運営を行うにあたり、教師を始めとする人材確保が容易であり、かつ民間企業の指導方法、指導内容を活用する等の効果を見込むことができる。

(2)情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、営業報告書）勤務状況書類を株式会社ウィツが設置する学校内において公開することとしている。またホームページを通して、上記資料情報はもちろん、公開が必要であると考えられる情報については全て公開していく予定である。

(3)地方公共団体による評価

伊賀市は市独自の特区監査委員会を設置し、半年に 1 度、特区制度を活用した施設、業者、対象を監査し、評価する。学校については、書類面および学校経営者との面談、学校行事

への立会いを実施する。この内容については、市民含め、広く社会一般に公表することとする。

(4)設置審議会による評価

周辺学校のPTA代表、地元の教育有識者、行政関係者等で学校設立に関する設置審議会を設立し、評価する。学校設置会社は設置審議会からの意見、アドバイスを学校設置に積極的に活かすこととする。

(5)セーフティネット

学校の経営破綻等が生じた場合のセーフティネットについては、認可者である伊賀市長の責任で実施することとしている。その方法としては以下の通り。

学校経営安定化基金を創設する。基金の額については、特区監査委員会、設置審議会での検討の上、生徒1人あたりに必要な金額を決定し、それを生徒人数分用意するものとする。それを10年間で構築する。10年目以降についても継続的に運用し、確固たる経営安定基盤の確立を目指す。

生徒が転入を希望する学校への転入要請、話し合いをした上で市長が対策会議を主催し、転学斡旋を図る。

伊賀市教育委員会に、この件に関する専門の相談窓口を開設し、転入学対象校に関する情報を収集し、転入学の斡旋のための実務、対応を行う。

他の複数の通信制高校と定期的な連絡会、ミーティングを開催し、他の通信制高校との連携を密にするとともに、開校1年以内に、全国に展開する広域性の通信制高校との連携を行い、セーフティネットを張り合う組織を構築する。

別紙(特定事業番号:820)

1. 特定事業の名称

820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

株式会社ウィツツにより設立される高等学校

3. 当該規制の特例措置の適応の開始の日

平成 17 年 4 月 1 日

4. 特定事業の内容

①事業に関する主体

株式会社ウィツツ

②設置位置

三重県伊賀市

③設置時期

平成 17 年 4 月 1 日

④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

- ・平成 17 年 4 月 1 日の開設を予定している。高等学校設置認可の手続きと並行して、学校本部の設置を行い、生徒募集、教育環境整備、教職員採用、研修等の開設に必要な準備を進める。

5. 当該規則の特例措置の内容

①伊賀市青山地区に存在する教育上の特別なニーズ

●伊賀市青山地区の豊かな自然を活かした体験授業の実施

学校は主に不登校、高校中途退学者といった生徒を対象としているため、伊賀市青山地区の豊かな自然を活かし、生徒たちにとって、新鮮であり、新たな知的興味、関心を持つような「体験」する授業、指導を実施していきたいと考えている。

●地元の不登校生徒および通常の学校に適応しにくい生徒への対応のニーズ

学校は主に不登校、高校中途退学者といった通常の学校に適応しにくい生徒を対象としているため、地元に存在する同様の生徒およびその保護者への情報発信、相談窓口としての機能を持つことで、地元の教育拠点、教育情報発信基地としての役割を担うことを期待されている。

●ボランティアもしくは教育を通しての地元への貢献活動の実施

生徒について、寄宿舎の生徒、スクーリングで伊賀市を訪れる生徒ともどもボランティアとして、地元の農作業、その他作業、また地元のイベント等の際のスタッフとしての役割を担うことが期待されている。

②校地校舎を自己所有しない理由

学校が活用しようとしている、上津小学校は現在廃校となっているが、2004年3月まで実際に小学校校舎として利用されていたため、非常に活用しやすく、改装、工事等についても最小限度の範囲で問題ないものと思われる。また運動場についても広いだけではなく、ナイター設備が整っており、教育施設としての設備が充実している。これらの校地、校舎を、一から設計し、建築することは非常にコストがかかり、かつ時間がかかる。今回この小学校を有償貸与することにより、活用できるのであれば、最小限度のコストと最短の時間で学校開設をすることが可能であると考える。

なお、今回の特例は既に述べたように、廃校となった小学校の校地、校舎を貸与するものであり、伊賀市と(株)ウィツツとの契約によって長期的な貸与とすることが前提となる。このことからも学校の長期的な安定性という観点から問題はないと言える。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に自己所有の校地、校舎の取得を求めないこととする。

別紙(特定事業番号:830)

1. 特定事業の名称

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

伊賀市

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4. 特定事業の内容

①事業に関する主体

株式会社ウィツツ

②設置位置

三重県伊賀市北山 1373 番地

③設置時期

平成 17 年 4 月 1 日

④事業により実現される行為や整備される施設などの範囲

平成 17 年 4 月 1 日の開設を予定している、伊賀市意育教育特区、株式会社立高等学校の教職員採用に当たり、学校が目指す人づくりの在り方としての意育教育を充実するため、適切な人材確保を行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

意育教育の充実を図るための人材確保

学校は主に不登校、高校中途退学者といった生徒を対象としている。ある意味では、これらの生徒たちは、自分自身を見失いかけ、進路を含め、何らかの迷い、不安とともに「自分探し」をしている生徒たちであると言える。学校の教育概念である「意育」という考え方をベースに、学校生活を通して、自分自身を「発見」し、それを宣言することを目的としている。

そこで、教科指導においては、英語圏の大学留学を見据えて、英語の学修では卒業後のスムーズな海外留学への橋渡しが出来る指導を行うため、外国人を学校設置会社が教職員として雇用する予定である。

また伊賀市の豊かな自然を活かし、生徒たちにとって新鮮であり、新たな知的興味、関心を持つような「体験」する授業、指導については、地元で適切な人材が確保できれば、学校設置会社において教職員として雇用していきたいと考えている。

以上のことから、外国人教員予定者や体験型授業指導教員予定者は、高等学校教員免許がなければ、当高校における指導が不可能であるため、高等学校免許を取得していないこれら教員予定者に対し、「市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830）」の特例措置を利用した特別教員免許状を授与し、その知識と経験を大いに生かした指導を展開してもらいたいと考えている。

株式会社ウィツツが設立する予定の高校における教員組織の概要

	教職員	人数	左記の内、特別免許状の授与を予定している人数
(1)	校長	1人	0人
(2)	教頭	1人	0人
(3)	教諭	6人	1人
(4)	非常勤講師	9人以上	0人

校長、教頭、教諭については、全寮制による生徒との共同生活の中で24時間生徒指導や相談ができる体制をとりたいと考えている。

上記教諭の内、外国語教諭については、外国人を外国語（英語）の教諭として雇用したいと考えている。この教諭については、生きた英語の指導や生徒指導、生活相談等の業務も受け持ち、欧米文化、国際社会に対応できる生徒の育成や「自分さがし」の指導、海外留学への橋渡しを期待している。

また非常勤講師の内、総合的な学習の時間を担当する教員には、伊賀地域で無農薬農法に取り組む団体の代表、まちづくりや河川環境保護に取り組むNPOの代表、障害者福祉に取り組むボランティア団体の代表など、それぞれ専門的な知識と技能、十分な経験と実績及び人材育成に対する情熱や熱意をもった社会人の活用を行いたいと考えている。

伊賀市教育委員会からの特別免許状の授与について

伊賀市教育委員会では、不登校、高校中途退学者といった通常の学校に適応しにくい生徒やスクーリング受講生を対象として、株式会社立の高等学校がめざす「意育」という教育概念の中で、特色溢れる充実した教育を実践していくことを全面的に支援することとし

ている。「意育」教育実践のためには、「実践学習」や「体験学習」を指導する教員が非常に重要な役割を持っている。特に、一般の高校教員と異なるのは、全寮制というシステムの中で通常の学校に適応しにくい生徒の「自分さがし」を助長できる技術を持った人材が必要となる。三重県でも、既に特別免許状授与事業は実施されているが、今回の特例措置を利用して伊賀市教育委員会から特別免許状の授与が行われることにより、より本高校の特性に応じた人材、教育理念である「意育」の達成に必要な人材の円滑かつ迅速な確保により、特区における学校運営をサポートでき得ると考えられる。

したがって、本高校の特性に対応して、生徒と生活を共にでき、生徒の「自分さがし」を助長するといった指導ができる外国語教諭などは、教科領域の一部等に限る特別非常勤講師では対応できないと考えられることから、本高校の設置認可者である伊賀市（教育委員会）が特別免許状授与事務を行うことにより、より有効な人材を確保提供していきたいと考えている。

伊賀市教育委員会において免許事務を行う場合の体制

伊賀市教育委員会内に三重県教育委員会の指導・助言を得て、株式会社立高等学校特別教員免許状授与審査委員会を設置し、審査の上授与するとともに、授与権者としての管理を行う。